

○九度山町簡易水道事業給水条例

昭和 47 年 12 月 20 日条例第 15 号

九度山町簡易水道事業給水条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)その他法令の定めがあるもののほか、九度山町簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事(以下「工事」という。)の費用の負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(施設の名称及び給水区域)

第2条 九度山町簡易水道事業の施設の名称及び給水区域は次のとおりとする。ただし、区域内の給水可能な地域とする。

簡易水道施設名	給水区域
九度山簡易水道	大字九度山、大字入郷、大字慈尊院、大字河根、大字上古沢、大字中古沢、大字下古沢、大字椎出

2 町長が必要と認めるときは、議会の承認を得て区域外へも分水することができる。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において給水装置とは配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の4種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸若しくは2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの
- (4) 営農栓 農作物の防除用水及び農作物、農業用機械の洗浄用水を共同で使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置を新設、改造又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みがあった場合、町長が必要と認めるときは利害関係者の同意書等の提出を求めることができる。

第5条の2 町長は、前条の申込みがあったとき、施設能力及び配水施設の状況、メーター口径等を考慮してこれを受け付けないことができる。ただし、町長が給水可能と認める場合は、別に定める工事費を申込者が負担するときは、この限りでない。

第6条 削除

(新設等の費用負担)

第7条 給水装置の新設、改造又は、撤去工事（以下「工事」という。）に要する費用は、当該申込み者の負担とする。
ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町において、その費用を負担することがある。

（工事の施行）

第8条 給水装置工事は、町又は町長が法第 16 条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第 16 条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により町が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

第9条 削除

（給水管及び給水用具の指定）

- 第 10 条** 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。
- 2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。
 - 3 第1項の規定による指定の権限は、法第 16 条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第 11 条 町の施行する給水装置工事の工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 設計費
 - (2) 材料費
 - (3) 労務費
 - (4) 運搬費
 - (5) 道路復旧費
 - (6) 間接経費
- 2 前項の各号に定めるほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
 - 3 前2項の費用の算出について必要な事項は、町長が別に定める。

（工事費の予納）

第 12 条 町において工事を施行するときは設計により算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は工事竣工後に精算し、過不足があるときは、これを還付し又は追徴する。
- 3 工事申込み者が第1項の概算額の指定納期から15日を過ぎても当該概算額を納付しないときは、工事の申込みを取り消したものとみなす。

(給水装置の変更)

第13条 配水管の移転その他の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、使用者又は所有者の同意がなくても町長が施行し、これに要した費用は原因者の負担とする。

第3章 給水及び管理

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限又は、停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 給水の制限若しくは停止、断水、又は漏水による損害を生ずることがあっても町長はその責を負わない。

(給水の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。

(代理人及び総代理人の選定)

第16条 給水装置の所有者が町内に居住しないとき、又は町長が必要と認めるときは、所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置き、その旨を町長に届け出なければならない。

- 2 次の各号の一に該当するときは、総代理人を選定し町長に届けなければならない。

- (1) 給水装置を共有するとき。
- (2) 共用給水装置を使用するとき。
- (3) その他町長が必要と認めるとき。

- 3 町長が前各号の代理人、又は総代理人を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第17条 給水量は町の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は町長が定める。

(メーター貸与)

第18条 メーターは町が設置して、水道の利用者、又は総代理人若しくは、給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第 19 条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、直ちに町長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の所有権に変動があったとき。
- (2) 給水装置の使用を中止しようとするとき。
- (3) 使用者、代理人、又は総代人に変更があったとき。
- (4) 所有者、代理人、又は総代人の住所に変更があったとき。
- (5) 共用給水装置の使用戸数に異動があったとき。
- (6) 給水装置の用途の変更があったとき。
- (7) 消火のため私設消火栓を使用したとき。
- (8) 演習のため私設消火栓を使用しようとするとき。

(私設消火栓の使用)

第 20 条 私設消火栓は、消火、又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは町長の指定する町職員の立会を得なければならない。
- 3 私設消火栓は、火災の場合には、公設消火栓と同様の取扱いをなし、所有者はその使用を拒むことができない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第 21 条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

- 2 前項の修繕、その他に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを徴収しないことがある。
- 3 第 1 項の管理義務を怠ったため生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(同居人等の行為に対する責任)

第 22 条 水道使用者等は、その家族、雇人、同居人等の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第 23 条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 貯水槽水道

(町の責務)

第 23 条の2 町長は、貯水槽水道(法第 14 条第 2 項第 5 号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第 23 条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第 34 条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第5章 料金、加入分担金及び手数料

（料金の支払義務）

第 24 条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置、営農栓によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとし、総代人から一括徴収する。

（料金）

第 25 条 料金は、1か月について次のとおりとする。

（1）専用給水装置

（消費税及び地方消費税を含む）

用途	基本料金		超過料金 1m ³ 当たり (円)
	水量(m ³)	料金(円)	
一般用	10	1,500	170
営業用	20	4,040	170
官公署、学校その他公共用	20	3,800	180
浴場営業用	300	30,000	130
その他工事等臨時使用	20	6,300	180

（2）共用給水装置

（消費税及び地方消費税を含む）

用途	基本料金		超過料金 1m ³ 当たり (円)
	水量(m ³)	料金(円)	
一般用	10	1,600	170

（3）営農栓

（消費税及び地方消費税を含む）

用途	水量(m ³)	料金(円)
営農用	1	170

2 前項第1号及び第2号の用途の適用基準については町長が別に定める。

- 3 私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用したときの料金は消火栓1箇所1回について 515 円とし、1回の使用時間は5分以内とする。

(料金の算定)

第 26 条 料金は、毎月の定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ町長の定めた日をいう。)にメーターの点検を行う。ただしやむを得ない理由があるときは、町長は定例日以外の日に点検を行うことができる。

(料金算定の基準の変更)

第 27 条 料金算定の基準となる月の途中で使用開始し、中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止したときの料金は次のとおりとする。

- (1) 使用日数が 15 日以内のものの基本料金は、第 25 条第1項第1号及び第2号の基本料金の2分の1とする。
(2) 使用日数が 16 日を超えるときは、基本料金は、1か月の金額とする。

第 28 条 料金算定の基準となる月の途中で、栓種、給水装置の種類、用途に変更があったときの料金は、その使用日数の多い方によって徴収する。ただし、使用日数が等しいときは新しい方による。

(使用水量及び用途の認定)

第 29 条 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
(2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
(3) 使用水量が不明のとき。
(4) 共用給水装置により水道を使用するとき。

(料金の徴収方法)

第 30 条 料金は納入通知書により毎月徴収する。

- 2 町長は、必要があるときは、2か月分をまとめて徴収することができる。
3 営農用については、1年分をまとめて徴収することができる。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第 31 条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は水道の使用の申込みの際、町長の定める概算料金を前納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに精算し、過不足があるときは還付し又は追徴する。

(加入分担金)

第 31 条の2 加入分担金は、給水装置の新設及び増径工事申込者から、次の区分の額を工事申込みの際に徴収する。ただし、増径をする場合の加入分担金の額は、新口径に対応する加入分担金の額と旧口径に対応する加入分担金の差額とし、廃止又は減径をする場合の加入分担金は返還しない。

メーター口径	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm以上
加入分担金	円 100,000	円 300,000	円 600,000	円 1,500,000	円 2,500,000	管理者が別に定める額

- 2 給水装置の加入分担金の額は、九度山町に住所を有しない者からの申込みについては、5割増の額とする。

- 3 工事等臨時使用については、加入分担金を徴収しない。
- 4 既納の加入分担金は、還付しない。ただし、町長が工事着工前であり、かつ、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 5 加入分担金を即納しなかった場合、町長は工事施工若しくは設計審査承認をしないことができる。
- 6 申込みにより町長が行う給水装置工事については、第 32 条の規定による手数料も合せ徴収する。
(手数料)

第 32 条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

- (1) 給水装置の工事の設計 1 件につき 300 円
- (2) 給水装置工事設計審査手数料 1 件につき 100 円
- (3) 竣工検査手数料 1 件につき 200 円
- (4) 私設消火栓による演習の立会をするとき 1 回につき 200 円
- (5) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1 件につき 10,000 円
ただし、指定証書を再発行するときは、1 件につき 2,000 円
- (6) 給水装置工事事業者更新手数料 1 件につき 5,000 円
- (7) 水道使用証明書 1 件1通につき 200 円

(料金、加入分担金及び手数料等の軽減又は免除)

第 33 条 町長は、公益上、その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納入しなければならない料金、加入分担金及び手数料、その他の費用を軽減、又は免除することができる。

第6章 雑則

(給水装置の検査等)

第 34 条 町長は、水道の管理上、必要があると認めるときは給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

2 水道使用者等が前項の措置をしないときは、町長がこれを行うことができる。

3 前項の処理に要した費用は水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 34 条の2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(禁止行為)

第 35 条 この条例に違反し、みだりに配水管より給水の設備を設けて取水する行為をしてはならない。

第 36 条 町長の指定する職員以外は、水道施設(給水装置を除く。)に触れてはならない。ただし、消火及び消火演習に従事する者が消火栓を操作する場合、又は町長の指定する職員の立会で工事等する場合は、この限りでない。

(給水の停止)

第 37 条 町長は、次の各号の一に該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者等が第7条の工事費、第 21 条第2項の修繕費、第 25 条の料金、又は第 32 条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が正当な理由なくして、第 26 条の使用水量の計量、又は第 34 条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水装置を汚染のおそれある器物、又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第 38 条 町長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上、必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が1か月以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第 39 条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000 円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで給水装置を新設、改造、又は撤去したとき。
- (2) 正当な理由なくして、第 37 条の給水の停止を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 第 21 条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠ったとき。
- (4) 給水を濫用し、又は町長の許可を受けないで、これを販売したとき。
- (5) 消火のためのほか、町長に届けなくて、私設消火栓を使用したとき。
- (6) 町長の指定する職員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき。
- (7) 前各号のほか、この条例に基づく規定、若しくは指示に違反したとき。

(料金を免れた者に対する過料)

第 40 条 町長は、詐欺、その他、不正の行為によって第 25 条の料金、又は第 32 条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

第7章 補則

(規則への委任)

第 41 条 この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 九度山町簡易水道使用条例(昭和 40 年九度山町条例第 79 号)は昭和 48 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則(昭和 51 年 3 月 24 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 4 月徴収分から適用する。

附 則(昭和 56 年 3 月 27 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 56 年 4 月徴収分から適用する。

附 則(昭和 56 年 12 月 19 日条例第 26 号)

この条例は、昭和 57 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 59 年 3 月 28 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 59 年 6 月徴収分から適用する。

附 則(昭和 63 年 4 月 1 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 63 年 6 月徴収分から適用する。

附 則(平成元年 3 月 31 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成元年 7 月徴収分から適用する。

附 則(平成 3 年 3 月 30 日条例第 12 号)

この条例は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 12 月 22 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 6 月 23 日条例第 3 号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 7 月 1 日条例第 6 号)

この条例は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 6 月 27 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 9 年 8 月徴収分から適用する。

附 則(平成 10 年 3 月 30 日条例第 11 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 12 月 22 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 12 年 4 月徴収分から適用する。

附 則(平成 12 年 3 月 29 日条例第 1 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 28 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 13 年 1 月 6 日から適用する。

附 則(平成 14 年 12 月 25 日条例第 18 号)

この条例は、平成 15 年4月1日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 22 日条例第 24 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の九度山町簡易水道事業給水条例第 25 条第1項各号の規定は、平成 28 年度4月分として検針したもの(5月徴収分)の水道料金から適用し、平成 27 年度分以前の水道料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年3月 25 日条例第8号)

この条例は、平成 28 年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月 25 日条例第9号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月 21 日条例第 12 号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年9月 22 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。